

令和2年5月1日	
所 属	こども青少年課
所属長	玉城 友香
電 話	06-6423-9996

新型コロナウイルス感染症予防対策に伴う青少年施設の 利用停止措置の状況と5月7日以降の取り扱いについて

ユース交流センターをはじめとする本市の青少年施設は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う国の緊急事態宣言等を踏まえ、現状5月6日まで利用を停止していますが、各地でいまだ感染者数が拡大傾向にあることなどから、5月31日まで利用停止を継続します。

1 対象施設（7施設）

○ユース交流センター（あまぽーと）

○ユース交流センター（アマブラリ）

※図書の返却を返却ポストで受け付けます（※月曜日除く、火～土：午前9時から午後9時まで、日曜日・祝日・振替休日：午前9時から午後5時まで）。

○青少年いこいの家

○美方高原自然の家

○青少年体育道場（城内・園田・立花）

2 青少年のイベントについて

青少年課及び指定管理者（ユース交流センター、青少年いこいの家、美方高原自然の家）が主催する青少年のイベントについては、当面の実施予定イベントは全て中止します。

以 上